

**平成30年度 包括外部監査
「水道事業に関する事務の執行について」
包括外部監査結果報告書に対する対応状況と考え方**

久 留 米 市

令和2年8月

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	30	26.27	上下水道部	総務	<p>第3章 監査結果総括 1. 監査結果の概略及び共通の意見 (共通意見1) アセットマネジメント等について 久留米市企業局で「水道事業におけるアセットマネジメントに関する手引き」及び「簡易支援ツール」により行っているシミュレーションをレビューし、将来的に構造物や管路等の更新にあたって必要となる費用や現状のまま事業を継続した場合の財政収支の見直しおよび料金について一定割合の改定を行った場合の財政収支について把握、検証を行った。その結果、今後の構造物及び設備、管路の更新にあたり、現状のままの経営で、法定耐用年数を基礎としてその更新等を行っていくことは限りなく難しいと判断し得た。あくまで参考値であるが、今後の管路等の更新に必要とされる費用は、更新基準を延ばした場合で、年間平均で24.2億円となっている(P23参照)。現在の年間の利益は約7億円であるが、さらに今後は人口減少や設備の更新に係る費用(減価償却費)が増加することから、年間利益が年々減少することが予想される。となれば、水道事業による利益をその更新費用に充てることができなくなるし、企業債を起債して資本的収支を増加させたとしても、いずれ返済が難しくなり事業が継続できなくなる可能性がある。そこで、久留米市企業局は料金を一定割合増加させた場合のシミュレーションを行い、その感度分析を行ったところであるが、確かに料金を一定割合増加させることで、その改善を図ることができる。今回は10%ずつ増加させた場合と20%増加させた場合とでのシミュレーションを行っており、いずれもその財政収支は改善していた。</p> <p>しかし当該シミュレーションにおいて、あくまで感度分析の対象となっているのは料金や減価償却費、利息などの一部についてのみであり、その他の項目、例えば人件費や受水費、企業債の起債や償還については一定または既値とされていた。このようなシミュレーションの状況から、またその他の関連資料を閲覧した結果から、下記の点について検討、改善を求めたいと思う。ひとつ目として、将来的に水道料金の引き上げが不可避であるとしても、その引き上げ幅を最小限に留めるための企業努力が当然に必要である。今回の監査において各論に述べたところであるが、営業費用全体の約22%を占める受水費について、支払金額の妥当性についての意見を付した。受水費以外の費用についても、同様に妥当性についての検討を行い不要な支出は直ちに止めなければならない。また作業手順や作業方法を変更することで支払額の減少が可能となるものがあることも否定できない。業務の見直しや効率化による費用削減を最大限図る必要がある。</p> <p>ふたつ目として、このシミュレーションの精度をさらに上げていく必要がある。現在は更新需要の算定に当たって、施設の種類や立地条件等を考慮せずに、一律に更新時期を延ばしている。水道事業の多数の施設を更新していくには、その施設ごとの重要度や優先度を勘案した更新時期の設定が求められる。また、各費用項目について、事業の操業度に応じて変動する変動費と操業度にかかわらず発生する固定費の固定分解がなされていないため、給水収益が下がっているにもかかわらず、一定となっている費用が見受けられた。各費用項目の内容や算定方法を十分に理解し、シミュレーションする際の条件に応じてできるだけ正確な金額を使用する必要がある。加えて引当金についても各論で述べたところであるが、現在一定金額が引き当てられているのみであるため、それが正しい値か否かを検証し、将来的なシミュレーションに落とし込んでいくべきである。後に述べる企業債の起債や償還について既値としてあるところも、企業債の起債方針を明確にしつつ、シミュレーションへ組み込むことでしっかりとアセットマネジメントに取り組んでいかなければならない。最後に、これらの整理を行うことを前提とした上で、水道事業の継続が可能となるような計画をできる限り早期に構築することである。その計画策定を先延ばしにして、未来の水道利用者の方にその負担を強いるようなことはあってはならない。料金の見直しのタイミングは非常に難しいところではあるが、利用者にとできるだけ公平に、かつ事業の継続が可能となるよう、料金の見直しの内容とその時期について継続的に検討していかなければならない。</p>	意見	<p>水道事業においては、生活スタイルの変化、節水意識・節水器具の浸透、工場等の大口需要の減少、人口減少等により、今後は有収水量、給水収益とも減少傾向が見込まれる状況になってきています。</p> <p>一方、支出面では、今後、老朽化が進む配水管や浄水施設の設備等の更新に多額の投資が見込まれます。</p> <p>そのため、今年度、「アセットマネジメント」を実施し、現在の水道施設の状況と中長期の更新需要を把握し、それを踏まえた財政収支の見通しの検討に取り組めます。</p>	検討中

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
2	30	27.28	上下水道部	総務	<p>第3章 監査結果総括 1. 監査結果の概略及び共通の意見 (共通意見2) 水道事業の広域化について 水道事業の広域化の議論がなされて久しいにもかかわらず、広域化の取組を行っている自治体は2割程度といわれている。広域化の阻害要因として挙げられるのは、「施設整備(管理)水準の格差の解消が困難であること」、「料金財政の格差の是正が困難であること」、「広域化に対する考え方・目的の相違がある」などであるが、これは久留米市および近隣の水道事業体の広域化が進まない理由としても一定あてはまるところがある。平成30年12月12日に水道法の一部を改正する法律が公布され、またそれを受けて総務省から通知された『「水道広域化推進プラン」の策定について』において、今後広域化については都道府県が中心となって行うことが明確にされた。各市町村は「自らの事業の経営基盤の強化のために策定される水道広域化推進プランについて、その策定に必要となる資産等各種情報を都道府県へ適切に提供するなど、都道府県の水道広域化推進プランの策定に協力」する立場となり、久留米市としては、市民の利益のため主張すべきところは主張しつつ、一方で策定された広域化推進プランの中で求められる役割を甘受しなければならない場面も出てくることが予想される。このような変化する環境の中で、(共通意見1)でも述べたが、やるべきことは一つの経営主体としてより経済的、効率的な企業運営に努めることのように思える。広域化の議論がこれからさらに進むとしても、現時点で市が行う水道事業の進むべき経営はこれまでと相違なく、より経済性、効率性を追求していく姿勢が求められる。結果としてそれが広域化の議論が進む中で、市の水道事業が健全であればあるほど、広域化実現の際に、市の水道事業が広域化された事業体の中での位置づけは重要なものになると考えられ、結果としてそれは市民への負担の軽減につながるようになる。そして、市が行わなければならないことは、市民への説明責任をきちんと果たし、市民の理解を得ることである。決定事項を伝えるのではなく、その経緯についてその時々において理解しやすいように情報化しその提供に努め、市民生活の混乱を招くことがないよう慎重に議論を重ねていかなければならない。</p>	意見	<p>平成30年12月の水道法改正をうけ、国は令和4年度までに都道府県に対して水道広域化推進プランの策定を要請しています。その中で、平成31年2月に福岡県として「水道広域化に向けての協議会」を開催しているところ。今後、県が主導する協議会に積極的に参加しながら、国、県の動向についてしっかりと把握を行ってまいります。また、広域化の取組については市のホームページ等を活用しながら市民への情報提供を実施してまいりたいと考えています。</p>	検討中
3	30	28	上下水道部	総務	<p>第3章 監査結果総括 1. 監査結果の概略及び共通の意見 (共通意見3)プロポーザルの審査について 久留米市は水道事業において、民間の技術力の活用により業務の効率化を図ることを目的に業務委託を進めており、一部の業務においては「プロポーザル方式」において業務委託先を選定している。プロポーザル方式とは、主に業務の委託先や建築物の設計者を選定する際に、複数の者に目的物に対する企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行った者を選定することをいう。企業局は、その選定にあたり、企画内容と並行して各受託希望企業の財務状況を審査することとしているが、その評価の方法について、加えて検討したほうがよいと考える事項を述べることにする。そもそも財務状況を審査する必要性とは、業務委託先が委託期間の途中で倒産等の事象が生じ、業務の遂行が不可能となることで水道事業の適切な遂行に影響を及ぼさないようにすることにある。現在の審査項目だけでは、受注したいと考える企業にとって、その財政状態及び経営成績について実態よりもよく見せることが可能であることについて、審査する市としては十分に理解しておく必要がある。</p>	意見	<p>上下水道料金等関連業務委託におけるプロポーザル方式による受託業者の選定にあたっては、円滑な事業運営の観点から、業務に関するノウハウに加え、健全経営による安定した役務の提供という点についてもご指摘のとおり重要であると考えています。今後のプロポーザル実施にあたっては、今回のご意見を踏まえながら審査体制、審査内容について検討してまいりたいと考えています。</p>	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
4	30	29 30	上下水道部	経理課	<p>第3章 監査結果総括 1. 監査結果の概略及び共通の意見 (共通意見4) 企業債の起債方針について 今後、水道事業を安定的に継続して運営していくために、企業債の起債は重要な意思決定のひとつと位置づけられることになる。その起債の有無の判断一つで、その時々の資金繰りや将来的な償還及び金利による財政的な負担、金利変動による金融リスクなどが変わりうるからである。現在の企業局の起債の方針は、中期経営計画を基本としつつ、全体の企業債の残高やその年の事業費、内部留保等の補填財源及び金利の動向等をみながら決定しているということであるが、計画性という点についてはやや欠ける点があり、(共通意見1)で述べたシミュレーションでも既値とされていたことからその起債方針が抽象的であることは否定できない。ただ確かに、その考え方について非常に難しい面があることは否めず、民間企業においては、その時々において、資金繰りを考慮しながら収益性が最も高くなるような意思決定を行えばよいが、水道事業を経営する地方公営企業はその考え方だけでは成り立たず、将来においてその便益を受ける水道利用者との公平性まで考慮しなければならない。ひとつ指針となるものを示すとすれば、水道利用者1人あたりの企業債残高(企業債残高/給水人口)をできる限り一定としておくことが考えられる。これが可能であれば、水道の供給を受ける者が現在から将来にわたって平等にその償還金や金利を負担することになるため、公平性の高い考え方といえる。(※ただし、金利変動リスクは一定とした前提であるため、金利の大幅な変動が生じた際には別途検討が必要となる。)もうひとつ考慮しておかなければならないことは、今後給水人口が減少していくことであり、給水人口が減少すれば、当然に一人当たりの企業債残高は増加し、償還金や金利の負担において世代間の公平性は保てなくなる。人口の推移については、「日本の地域別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)などを参考にして、一人当たり企業債残高をシミュレーションすればよい。ではどのようにして一人当たり企業債残高をできる限り一定とすればよいかという問題になる。(共通意見1)で述べたシミュレーションを検証したところ、手元資金を過剰に有しているのではないかと判断し得る年度もあったことから、まずやるべきことは、手元資金が過剰か否か正確な判断を行うこと、つまり各時点での予測貸借対照表や予測キャッシュ・フロー計算書を作成し、企業局として各年度において必要な資金残高を算定することである。必要な資金残高を明確にすれば、当該資金残高を超える余剰分は投資に充てることができるため企業債の起債を抑制することが可能となる。あとは一人当たり企業債残高をできる限り一定とすることができるよう、どのように経営を効率化していくべきか、どの時点でどの程度料金の値上げを行えばよいかなど様々なパターンでのシミュレーションを重ね、その最適解を求めていかなければならない。企業局としての起債方針の明確さが増すことで、具体的な将来計画を構築することに繋がることから、今回の意見も一案として、企業債の起債方針を検証する必要がある。</p>	意見	<p>企業債は、単年度における資金の確保という点のみならず、現在の水道使用者と将来において便益を受ける水道利用者との世代間の負担の公平性の確保という機能を有しており、建設改良事業に係る重要な財源の一つであると認識しています。 水道事業を安定的かつ継続的に運営していくために、現在は中期経営計画における中長期的な収支計画の中で、料金による収入見通し、投資水準の決定を行い、起債計画を立てています。 今後はアセットマネジメントの取り組みの中でよりの確かな更新需要の把握を行いながら、令和2年度策定予定の経営戦略に基づき、引き続き中長期的な経営計画に基づき、手元資金の確保はもちろん、将来世代への過重な負担を強いることがないように、より計画的な起債計画を検討してまいります。</p>	検討中

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
5	30	30.31	上下水道部	総務	<p>第3章 監査結果総括</p> <p>1. 監査結果の概略及び共通の意見 (共通意見5) 筑後川流域の自然等の資産的価値について</p> <p>筑後川は、産業の発展や都市人口の増加により、広域的な用水対策を実施する必要のある水系として昭和39年10月に水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定され、さらに昭和41年2月に「筑後川水系における水資源開発基本計画(フルプラン)」が策定されたことなどから、大山ダムや小石原川ダム等の水資源開発に関連する各事業が推進されている。このような水資源開発により、安定的な水の供給が可能となり、事実、福岡地区水道企業団は筑後川から約240千m³/日を取水しており、これは福岡地区が必要とする水量の約3分の1を占める。そして、この取水量、すなわち水利権は河川法に規定する手続きを経て、河川管理者が決定している。年間の筑後川を流れる水量(筑後川瀬ノ下地点観測)は、平均で約3,600,000,000千m³(水資源機構筑後川局Q&Aより)であり、当然のことながらダムからの放流量は、筑後川を流れる水量のほんの一部(約0.007%)にすぎない。すなわち、筑後川を流れる水のほとんどは周辺流域の山や森林、田、畑等の自然が雨水を一旦貯水し、そこから水路等を辿って河川へ運ばれてきた水で構成されており、筑後川周辺流域一体の自然はダム機能に類似した資産的価値を有するとも考えられる。近年は地球規模での気候変動の影響を受け全国的に豪雨災害が増加しているが、筑後川流域においても多くの水害が発生し、ダム機能の恩恵を受けつつも災害の脅威にさらされているという事実を突きつけられる状況が続いている。筑後川からの取水は、非流域地域の自治体を含めた水利権を有する自治体が所定の手続きを経て法令等に則って行われているが、筑後川を流れている水は、周辺流域で生活している住民が水害等の災害に直面しながらも守ってきた山林や田畑等の自然環境があってこそのものであるということを、市や市民、そして筑後川から利益を得ているすべての者はあらためて認識する必要があるのではないか。筑後川流域で生じる様々な自然現象が、筑後川の水を利用するすべての人にとって他人事ではなく自分の問題として認識されるようになることが、水道事業の将来を考える上で重要である。</p>	意見	<p>筑後川に水利権を持つ非流域自治体においても、水源地への植林などの水源涵養活動や、水質汚濁防止のための協議会への参加等の取組みを実施されています。また、本市においても、福岡都市圏で開催されるイベントにおいて久留米の水を紹介することで筑後川の大切さを発信しています。</p> <p>近年の豪雨災害による流域自治体の被災状況等も踏まえながら、今後、流域自治体と非流域自治体との間でどのような協力体制が構築できるのか研究していきたいと考えています。</p>	意見に対する見解
6	30	46	上下水道部	営業管理課	<p>第4章 各論 (各論)</p> <p>1. 営業収益・債権</p> <p>③結果 (意見1)</p> <p>久留米市と旧北野町の合併の経緯があることは承知するものの、同じ久留米市内において水道料金に差が生じており、将来的には解決すべき課題と考える。</p>	意見	<p>北野地区は広域合併以前より三井水道企業団の給水区域となっているため、久留米市の給水区域である市内の他の地域と料金体系が異なっている状況です。</p> <p>今後は、水道法改正を受けた県主催の「水道広域化に向けての協議会」の中で、北野地区の水道供給のあり方について検討してまいりたいと考えています。</p>	意見に対する見解
7	30	46	上下水道部	営業管理課	<p>第4章 各論 (各論)</p> <p>1. 営業収益・債権</p> <p>③結果 (意見2)</p> <p>平成20年に現在の水道料金が設定されてから約10年が経過し、経済環境、市民の人口構成、水道管等のハード面での変化等水道事業を取り巻く環境は変化しており、水道料金の見直しの検討も必要であると考えます。</p>	意見	<p>今後の人口減少による料金収入の減少や老朽管・施設の更新費用の増加など、水道事業の経営環境が厳しさを増すことが見込まれています。</p> <p>そのため、現在策定に取り組んでいる中長期的な経営計画である「経営戦略」の策定の中で、水道料金の見直しについても検討する必要があると考えております。</p>	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
8	30	48	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 ③結果 (意見3) 城島町・三漕町を別地域として設けているが、西部に併合して2地域で行うべきではなからうか。東部、西部の委託金額予算は28,281千円であるのに対し、城島町・三漕町は2,305千円であり、予算規模は小規模である。東部には、旧田主丸町が併合されている状況を鑑みれば、西部の業者も城島町・三漕町も併せて実施することで全体的には効率化が図れるものと考えられる。仮に3地域を残すとしても、城島町・三漕町の見積書比較価格の算定に当たっての移動時間は他の地域と同じ水準で行うべきである。	意見	城島・三漕地区の開閉栓業務委託については、業務委託開始当時、西部地区との併合について検討しましたが、作業件数や移動距離等の課題があり実現には至らなかったという経緯があり、現在の区域割りとなっています。 なお、見積書比較価格(予定価格)の算定にあたっては、発注時の現状に即した適切な価格設定を行ってまいります。	意見に対する見解
9	30	49	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (意見4) 随意契約理由については一定理解するものの今後については、現在の各地域1社に対する随意契約で行う方法から、どの地域も競争入札もしくは複数社による見積合わせ等にも検討すべきではないか。	意見	東・西地区の開閉栓受託業者2社については、各地区の開閉栓業務に精通していることはもとより、都市ガス開閉栓業務も同時に受託しており、水道・ガス同時開閉栓による作業コスト低減の面からもメリットがありますが、今後は、東西両地区への相互参入のメリットについても研究したいと考えます。	意見に対する見解
10	30	49	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (意見5) 合併から10年以上が経過し、合併本来の目的である業務の大規模化、効率化を図っていかなければならず、業務区域、委託先の選定方法など全体的に見直す時期であると考え。	意見	メーター開閉栓業務は、地域集約型であること、業務量・業務範囲が限定的であることから、採算性、要員確保の面から現在の発注形態となっていますが、今後は、スケールメリットを踏まえた委託のあり方について研究していきたいと考えています。	意見に対する見解
11	30	51	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 ③結果 (意見6) 上記のとおり、口座制の発生費用が圧倒的に少額であることから、口座制の推進をより一層進めるべきである。	意見	口座振替は、収納コスト、収納率の両面から、最も有効な料金収納手段です。近年、コンビニ収納をはじめ、納付手段が多様化していますが、今後とも、口座振替推進月間等の開催により、引き続き、口座振替利用率の維持・向上に努めてまいります。	意見に対する見解
12	30	52	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 ③結果 (指摘1) 停水又は停水保留の判断について、受託業者が行っている状況であるが、停水、停水保留の判断はよりタイムリーに企業局の積極的な関与・指示のもと実施する体制の構築が必要である。すなわち、最終催告書を送付してなお納付が行われなければ、原則誓約書の提出による停水保留ないし停水となるため、最終催告書を送付しても納付がない使用者については両者で随時協議する必要があると考え。	指摘	最終催告書の納付期限後の未納者に対しては、電話または訪問による停水予告を行い、それでも納付がなければ、誓約書の提出者以外給水停止を行っています。 令和元年度から、最終催告書でも納付のない停水予定者について、停水・停水保留の判断を企業局と受託業者がより密に情報共有を図りながら行っております。	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
13	30	55	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 ③結果 (指摘2) 上記の「水道・下水道滞納整理用通知書ブルーリスト」上の各債務者の状況について企業局と受託業者との間で、緊密な情報共有ができていない。今後は企業局においても毎月滞納の状況を確認し、企業局と受託業者の情報共有をより可能とするために、受託業者が把握した債務者の現況等を企業局へ報告させ、停水等についての企業局の姿勢、指示を明確にしなければならない。	指摘	「水道・下水道滞納整理用ブルーリスト」の各債務者については、令和元年度から、毎月の企業局と受託業者との定例会議や随時に債務者の納付状況や水道の使用状況等を詳しく報告させ、必要に応じて分納額の見直し等の指導を行っております。 また、納付状況に応じた給水停止の実施についても指導を行っております。	措置済
14	30	55	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (指摘3) 滞納回数、滞納金額ともに受託業者の判断で給水を継続すべきでない債務者が複数見受けられる。企業局の営業管理課にて直接的に関与し、給水停止等の判断を下すべきである。	指摘	経済的事情等により、納付誓約書にて分割納付をしている場合、滞納回数や金額が多くなっている例もあります。 このような使用者については、令和元年度から、毎月の定例会議や随時に報告させ、滞納が増える前に納付誓約書の見直しや給水停止等の指導を行っております。	措置済
15	30	55	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (債務者1に対する債権管理への意見7) 水道の使用量が多量であり、その抑制については、市の他部署と関係団体との連携が必要なケースであると考えられるが、現状の受託業者による対応ではそこまで至っていない。企業局と受託業者が連携するとともに、他部署との連携についても検討しさらなる状況把握が可能となるよう努めるべきである。	意見	水道の使用状況も含めた使用者の生活状況等について、市民相談窓口等を案内したほうが良いと思われるケースもあります。 債務者1のケースは、現時点では久留米市個人情報保護条例による個人情報の外部提供ができる場合(生命、身体又は財産の保護のために必要かつ本人同意が困難)には該当せず、本人同意も人権上の配慮から困難な状況です。 しかし、外部提供が可能な案件については、他部署とも連携し、状況把握に努めてまいります。	意見に対する見解
16	30	55	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (債務者1に対する債権管理への指摘4) 企業局は180万円超、23回もの滞納を認めている根拠、原因を検証し、適切な債権回収と再発防止に努めるべきである。	指摘	各債務者の個別の状況に応じて、きめ細かな対応を図ることで、適切な債権回収に努めております。 今後も、各債務者の状況をより詳細に把握し、適切な対応を図ることにより、滞納の解消に努めてまいります。	今後の措置方針を決定

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
17	30	55	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (債務者2に対する債権管理への指摘5) 「水道・下水道滞納整理用通知書ブルーリスト」上は主な店舗における債務残高を集計しているが、名寄せ後のグループ全体での債権把握、管理は行われておらず、今後は、グループ全体での債権管理を行うべきである。	指摘	水道料金は水道番号ごとに賦課・徴収しておりますので、同一使用者であっても、「滞納整理用ブルーリスト」は水道番号ごとに出力され、対応しています。同一企業等の名寄せについては、本人の申出により一括で料金等お知らせが必要な場合に登録を行うものですが、令和元年度から、代表者に対する納付指導時にも活用しております。	措置済
18	30	56	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (債務者2に対する債権管理への指摘6) 誓約書には毎月一定金額の支払がなされる旨の記載があるが、グループ全体で毎月それ以上の水道料金が発生している。誓約書は既存の債権の回収の誓約書でそれ以上の増加があればより多額の支払額を誓約させなければならない。	指摘	水道料金は水道番号ごとに賦課・徴収しておりますので、納付誓約書も水道番号ごとに徴取することとなり、誓約書の期限内に納付されなかったことによる給水停止や誓約事項の変更も水道番号ごとに行うこととなります。令和元年度から、誓約書を取った使用者に、新たな誓約の対象となる滞納が発生した場合は、随時本人に連絡し、誓約書への追加記載又は取直しを行うほか、同一企業等で他に滞納がある場合は、それも含めて納付指導を行っております。	措置済
19	30	56	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (債務者3に対する債権管理への指摘7) 誓約書がないにも関わらず滞納回数は21回にも及んでいる状況である。受託業者への説明を求めるとともに、企業局として受託業者をどのように管理監督すべきか検討する必要性が高い。	指摘	令和元年度から、毎月の定例会議等において、滞納の解消状況を企業局と受託業者で確認し、望ましい分納額、給水停止の実施等について協議をしております。	措置済
20	30	56	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (債務者3に対する債権管理への指摘8) 平成24年度から停水の実行を検討しているも改善が見られない先で、受託業者の判断により債権回収を行っている。今後は、企業局の関与のもと停水も視野に入れて、誓約書に基づく債権回収に努めるべきである	指摘	令和元年度から、毎月の収納状況を企業局に報告に加え、滞納の解消状況により分納額の増額、給水停止の実施等について受託業者と協議をしております。	措置済
21	30	56	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (債務者4に対する債権管理への指摘9) 誓約している支払額では、現年度の使用分を支払っているのみで既存の滞留債権の回収までに至っていない。企業局の関与のもと停水も視野に入れて、毎月の回収額の増加等について協議し債権回収に努めなければならない。	指摘	令和元年度から、各債務者の経済状況等に応じた適正な水道使用、分割納付額の見直し、給水停止等により、滞納の解消に努めております。	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
22	30	56	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (債務者5に対する債権管理への指摘10) 誓約書の徴求が行われていない。滞納金額が多額であることから誓約書の徴求をタイムリーに実施することで、滞納回数も減少するものと考えられる。	指摘	令和元年度から、適切に納付誓約書を徴取し、滞納の解消に努めております。	措置済
23	30	56	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (債権管理への全般的な指摘11) 収納業務概要(久留米市から受託業者への業務指示書)の3条滞納整理業務5項誓約書受付には、「最終催告書の納付期限までに支払えないとの相談があった場合は、原則誓約書を提出してもらい、誓約期限までは給水停止を保留する。」と定める。上記のサンプルでは、5件中3件が誓約書を徴求しているが、残り2件は徴求していない状況であった。条文上は原則徴求することになっているため、条文どおりの手続を行わなければならないし、徴求することで債務者にとって支払いへの動機づけになると思われる。	指摘	複数期の滞納により分割納付している債務者について、各期の料金の額に大きな差がある場合などに、誓約書を取っていない例がありました。 令和元年度から、債務者への支払いの動機づけとするためにも、誓約を守らなかった場合の給水停止を適切に行うためにも、必ず誓約書を取るよういたしました。	措置済
24	30	56.57	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (債権管理への全般的な指摘12) 誓約書をレビューしたが、誓約書に記載されている支払金額は、債務者が毎月利用している金額以下の支払となっていたため、過去の債務は減少せず、債務者によっては債務額が増額している者も存在した。誓約書に記載すべき金額は、利用を継続しても現在の債務に近い将来までに解消する金額を設定すべきである。 また、誓約書の支払金額は、受託業者が債務者と協議して決定しているが、企業局の介入も必要と考える。	指摘	経済的な事情が悪化している場合等、滞納が確実に解消するとは言えない金額の誓約書を取っているケースがありました。 令和元年度から、毎月の企業局と受託業者との定例会議や随時に情報共有を行いながら、債務者の支払能力に応じた適正な分納金額の設定を実施しております。	措置済
25	30	57	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 ②結果 (指摘13) 企業局は、停水後から不納欠損処理前の債権残高を把握し、2年の時効完成までにとるべき手段を受託業者へ指示し、不納欠損金額の最小化に努めなければならない。	指摘	不納欠損となる事由としては、停水のほか市外転出や行方不明等が大きな割合を占めております。現在、近隣市町村の転出者については、現地訪問等を行い債権回収に努めています。 令和元年度から、行方不明者の調査や支払い督促の実施等、費用対効果も考慮しながら不納欠損額の最小化に努めております。	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
26	30	58	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 ③結果 (意見8) 現在、停水時の開閉栓業務等の追加の作業にかかる費用については当事者負担とはなっていないことから、今後検討を要するものと考えられる。これは期限内に支払っている利用者との公平性に欠ける取扱いである。	意見	支払いに遅れがある場合、督促状や最終催告書の送付等、期限内納付と比較し費用がかかることとなります。 そのため、まずは使用者に対し、口座振替の推進により納期限内の納付の取組や、早期の電話等による滞納整理の強化を図るなど、開閉栓業務前の取組に務め、より一層の理解と協力を呼びかけてまいりたいと考えております。	意見に対する見解
27	30	59	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 ③結果 (意見9)連合水栓のため停水できなかった案件について 連合水栓で停水ができない場合、どのような方法で債権回収するか、企業局と受託業者と協議するとともに、個別事象について定期的に情報交換、回収方法の検討の会議等を行うべきである。	意見	いわゆる連合水栓の場合、通常料金の納付義務者は建物の所有者等になりますが、その料金未納により給水を停止した場合、建物の入居者が水を使えなくなることとなります。 令和元年度から、連合水栓で滞納が続いた場合は、毎月の企業局と受託業者との定例会議や随時に情報共有及び滞納の解消に向け、回収方法の検討などを行っております。	措置済
28	30	59	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (指摘14) 不納欠損となった債権があり、かつ現在も債権残高がある債務者について 不納欠損となった債権があり、現在も上下水道合わせた債権残高は30万円超に上る状況にもかかわらず、企業局は債務者の具体的状況を把握していなかった。受託業者は、企業局の電算室から「水道・下水道滞納整理用通知書ブルーリスト」を毎月作成してもらい、現在の滞納状況の把握と回収活動を行っているが、企業局側は債務者の詳しい状況を把握していなかったことから、緊密な情報共有を図っていくべきである。	指摘	令和元年度から、毎月の企業局と受託業者との定例会議や随時に、課題がある滞納ケースについて、誓約書の内容やそれに基づく収納状況等の詳しい報告を受けるとともに、分納額や分納方法の適正化、適正な水道使用の指導、適切な給水停止の実施等の指導を行っております。	措置済
29	30	60	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (指摘15) 債務整理開始が行われた債権について 停水等された後の債務者と債権残高を一覧にして管理把握されていないため、停水後の債務者に対する債権管理が企業局側では行われていない状況である。停水等を行った債務者についても、早期に回収活動することで不納欠損を減らすよう努めるべきであるから、企業局と受託業者で適時に協議を行い回収活動の強化を図るべきである。	指摘	現在も、企業局の指導の下、個々の事例についてできる限りの追跡調査等を行うなど、料金徴収に努めております。 令和元年度から、毎月の企業局と受託業者との定例会議や随時に、課題がある滞納ケースについて、居先の特定や料金の収納状況等の詳細な報告を求め、情報を共有して債権の回収に努めております。	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
30	30	60	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (指摘16) 行方不明者に対する債権について 行方不明者についての回収方針などが企業局側より詳しく示されず、受託業者側の判断で回収活動を行っている。行方不明者に対する債権回収手続のマニュアルを充実させ、業務の効率化に努めることも一案である。	指摘	行方不明者については、現在も、企業局が提示したマニュアルにより債権回収を行っております。 マニュアルの内容については、必要に応じて、定期・随時の見直しを行っております。 引き続き、他市の状況等も参考にして、行方不明者対応のマニュアル等をより充実させたいと考えております。	措置済
31	30	60	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (指摘17) 時効完成前の債権管理の強化について 年度末に1年間の時効完成債権の不納欠損処理を行う時期に企業局内で不納欠損一覧表の回覧手続が行われているが、時効完成前の債権に対する管理を強化しなければ債権回収につながらないことは自明である。滞留債権の債務者の状況について、受託業者から随時報告を受け、企業局でも検討を行う必要性は高いと考えられる。	指摘	市外転出や停水等で未納になった料金については、転居先を調べ何回も電話催告や納付書を送付して債権の回収に努めておりますが、行方不明等で最終的に未収金として残る債権があります。 令和元年度から、分割納付をしている長期未納者等の収納状況とともに、市外転出者等の未収金の状況についても適宜、報告をう受け、協議をしております。	措置済
32	30	62	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (ウ)結果 (意見10) 「くるめ銘水放光寺 筑後川のめぐみ」は、久留米市庁舎2階売店、地場産くるめ(本店、JR久留米駅店、六ツ門店)、道の駅くるめ、世界のつばき館で販売中であるが、企業局の庁舎内では販売されていない。企業局の庁舎内には、「くるめ銘水放光寺 筑後川のめぐみ」のボトルが展示され、上下水道料金を支払いに来た市民の目に留まるが、購入することはできない状況である。今後は、企業局の料金センター等での販売についても検討してはどうか。	意見	「くるめ銘水放光寺 筑後川のめぐみ」は、災害発生時の緊急配布用に製造しています。また、あわせて久留米の水道水について理解促進のためにイベントでの配布や一部道の駅くるめなどで販売しております。 このような中、企業局庁舎での販売については、これまで要望がなく、実施しておりませんが、今後、そのような声が寄せられるようになれば、検討したいと考えています。	意見に対する見解
33	30	70	上下水道部	総務	第4章 各論 2. 人件費 《意見1》 久留米市の人事評価制度は平成26年度から本格的に運用されている。今後、人事評価制度がよりよい制度となるよう必要な見直しを適宜行いながら実効性のある評価を行い職員の動機づけにつなげていただきたい。	意見	市の人事評価制度を適切に実施する中で、職員の業務に対するモチベーションの向上を図ってまいります。	意見に対する見解
34	30	70	上下水道部	総務	第4章 各論 2. 人件費 《意見2》 職員の年齢構成から見ると40歳以上の職員が67%と3分の2を占めている。水道事業においては管施工の設計といった技術職の技術継承が重要である。必要な人材確保のために年齢層に偏りのないような人事異動を実現していただきたい。	意見	技術の継承は水道事業において重要な課題と考えており、必要な人材確保を図ってまいります。	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
35	30	84,85	上下水道部	総務	第4章 各論 2. 人件費 《意見3》 退職給付引当金の計算において、現在の水道事業在籍者と過去に水道事業に在籍し、現在は市長部局に異動した者又は企業局の他の部署に異動した者の全勤務期間に対する水道事業に在籍した期間の割合で水道事業が負担すべき事業年度末の自己都合退職手当支給見込額を計算するという考え方は合理的である。しかし、具体的な計算方法について、水道事業在籍者の事業年度末の自己都合退職手当支給見込額を計算し、直近15年の平均所属人数と事業年度末の在籍者の割合で補正して水道事業会計が負担すべき退職給付引当金を計算しているが、この方法の合理性が検証できていない。退職給付引当金のような負債性引当金の金額の見積りには合理性が要求されるのであり、一度は対象となる全員分の水道事業が負担すべき金額を集計し、現在の方法と大きな乖離が無いことを検証するべきである。大きな乖離がある場合は、より精緻な計算方法によるか、本来の個人別のデータで水道事業会計が負担すべき自己都合退職手当支給見込額を全員分集計し退職給付引当金を計算する方法の採用を検討すべきである。	意見	退職給付引当金の算定については合理的な金額の見積りにより、事業の財政状態の正確な把握が可能となると考えています。 現在の算定方法の合理性について再検証するとともに、新たな算定方法の研究検討を実施してまいります。	意見に対する見解
36	30	93	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 3. 営業費用①(旅費～賃借料) ④結果 (意見1) 企業局は、モンドセレクションへの出品、受賞を通じて久留米市の水道水が安全でおいしい水であることをPRし、市民の水道水への関心をより高めもらうために、広報誌の掲載やイベント等を実施している。モンドセレクションへの出品手数料に係る支出が水道事業において有効に機能しているかどうかについては、市民の水道水への関心が今以上に高くなるのが最もその趣旨に合った効果といえるが、現在のところ企業局ではそれを計る指標について設定、測定はなされていない。 その効果を測る指標を設定し、測定、検証することで、かかる支出が企業経営に必要かどうかを精査しなければならない。	意見	モンドセレクションの受賞は新聞紙上にも取り上げられ、多くの市民の方々からの反響を得ました。 また、水道水のPRイベント等で実際にボトル水を口にさせていただき、概ね、8割以上の方から、「水道水なのにおいしい」との回答を得ました。今後も、「久留米のおいしい水」を実感していただくために活用していきたいと考えております。	意見に対する見解
37	30	96	上下水道部	営業管理課 浄水管理センター	第4章 各論 3. 営業費用①(旅費～賃借料) ③結果 (意見2)在庫管理表(下表参照)と無料在庫分の問題点 「筑後川のめぐみ」について在庫の管理が正確に実施されているという心証を得ることができなかった。まず、有料分と無料分を分けて記入していくが、在庫数の記載単位が本数ではなくケース単位となっている。これは、有料分が箱売りに限定していることによるものであろうと考える。因みに、平成29年度の出荷実績は有料分が172 ケースで、無料分が788 ケースと記載されている。無料分はイベント時の来場者への配布用、浄水場見学者への配布用として使用しており、本来は1本ごとの管理が必要な在庫と考えられるが、実際の運用は浄水場見学者への配布について在庫管理表の備考欄に本数を記載することにより情報を補完している。このような記載が容認されているのは、本数による現物管理を実施していないからである。一旦開封したケースは在庫管理表上、消費したと看做され現物管理の範囲外となる。浄水場の備蓄倉庫、見学者用ルームも視察したが、開封されたケースの中に存在する分とディスプレイ用として置いてある分は在庫管理の対象となっていなかった。 (意見2への改善策) 在庫管理表における入出庫データの記録を実態に合わせ、原則本数単位にて日々管理するなどその運用を変更する方が望ましい。また在庫の保管場所の一覧表を作成し、定期的に実地棚卸(在庫確認)を行い管理表と実数の照合作業を実施していくことにより適切な在庫管理が可能になると考えられる。	意見	在庫管理については、令和元年度より本数単位での管理に変更しております。また、在庫の保管場所の一覧を作成し、定期的に棚卸しを実施するように致しました。	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
38	30	97	上下水道部	営業管理課 総務	<p>第4章 各論 3. 営業費用①(旅費～賃借料) (指摘1) 有料出庫数の管理について 有料出庫については、出庫先が久留米市役所売店アザレア(以下、アザレア)か公益財団法人地域地場産業振興センター(以下、地場産くるめ)の売店の何れか二つに大別される。まず、アザレアへの出庫については、先方よりファックスにて企業局に発注書が届き、その後納品する。企業局は1ヶ月分の納品を集計してアザレアに対し請求書を発行する。そのため納品時点で企業局にとっての売上が計上されるので、納品後の在庫管理の必要がないものとして運用を行っていたが、今回の監査の結果、平成29年7月19日発注分の5ケースについて、請求漏れが発生していたことが判明した。 (指摘1への改善策) 請求漏れが発生していたケースについては、アザレアへの在庫管理表の出庫データと請求額または、売上金回収額との照合等を行うことにより改善すると考えられる。照合のタイミングは随時がベストであるが、ある一定期間の合計額または数量で実施しても同様の効果はあるため、費用対効果を考慮し検討すべきである。 また、今回の計上漏れについては、平成30年度の水道事業決算において過年度損益として計上されるとのことである。</p>	指摘	<p>本件は、受注担当課(営業管理課)と請求担当課(総務)との連携不足により生じたものと考えております。 平成29年7月19日発注分の5ケースの請求漏れについては、平成30年度に請求を行い、過年度修正益として計上しました。 令和元年度より、受注時点で受注担当課、出庫担当課(浄水管理センター)、請求担当課で受注内容の情報共有を実施するとともに、販売管理表中に請求状況を記載し適宜状況を確認するなど、再発防止に努めております。</p>	措置済
39	30	97.98	上下水道部	営業管理課	<p>第4章 各論 3. 営業費用①(旅費～賃借料) (指摘2) 地場産くるめへの出庫については、先方よりファックスにて企業局に発注書が届いたらその内容を企業局の営業管理課内で起案して、承認決裁を受けた後、その内容を浄水管理センターへ連絡する。その後浄水管理センターから地場産くるめの市内5ヶ所へそれぞれ納品する。その後、販売された本数について実績(「支払明細書」)が届くので、それに基づいて売上を計上している。この取引は実質的に委託販売であるため、地場産くるめの各販売所にある「筑後川のめぐみ」は、あくまで企業局の在庫として管理すべきものであるが、現状は全く管理ができていない。 (指摘2への改善策) 地場産くるめに販売委託している「筑後川のめぐみ」を企業局の在庫として管理していくために、売上清算書など委託商品の販売状況を定期的にモニタリングする書類を整備する手続きを検討すべきと考える。</p>	指摘	<p>本件は、在庫管理の必要性についての認識が低かったことによるものと認識しております。 今後は、定期的な販売状況の把握に関する手法の検討を行い、適切な在庫管理に努めてまいります。</p>	検討中
40	30	109	上下水道部	総務	<p>第4章 各論 4. 営業費用②(各目の修繕費～租税課金) (意見1) 随意契約につき、金額が少額である場合は基準が明確であるが、例えば特殊な技術を必要とするときは、一般の久留米市民など外部の人間からは、その必要性の基準が明確には判別しにくい。現在は実施伺書、起工伺書に随意契約となる具体的な理由の記載はされているが、より詳細な理由の記載が可能かと考える。 (意見1への改善策) 金額は大きい、特殊な技術を必要とするため随意契約を締結する場合、実施伺書や起工伺書を作成する担当職員は、その必要性を熟知していると思われる。しかしながら、随意契約ができる場合は限られていることから、その理由をより詳細に記載し、かつ、職員間で共有することでよりよい業務の執行が確保できると考える。</p>	意見	<p>契約方法の原則は競争入札であり、随意契約については政令に定められる場合に限り認められる方法であるため、事業の特殊性や専門性から随意契約によらざるを得ないような場合でも、その根拠について再度整理し、より明確に記載するとともに、より適正な契約事務の執行に努めていきたいと考えています。</p>	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
41	30	118	上下水道部	総務	<p>第4章 各論 4. 営業費用②(各目の修繕費～租税課金) ⑩結果 (意見2)</p> <p>受水費について、その受水率の低さから、配水形態の見直し等を図ることにより、その削減が可能か否か検証を行ってきたが、確かに受水率のみに着目すれば、年間で大部分も受水費の削減が可能のように思える((6)⑥、⑦参照)。しかし基本料金の大部分は、福岡県南広域水道企業団が西部配水場や藤山配水場へ浄水等を送水する設備に係る減価償却費や維持管理費等を積み上げたものであり、受水率の低さのみをもってその削減を図ることは難しいといわざるを得ない。ただし、繰り返し述べてきたことであるが、受水費の水道事業会計に与える影響は非常に大きいことから、受水費の大部分を占める基本料金について、少なくともその金額の妥当性について検証を要すべきではないか。具体的には、福岡県南広域水道企業団と基本料金の内訳について情報共有を図り、久留米市が負担すべきではない費用が含まれていないか、作業効率化により削減可能な費用はないか等、受水の費用として適切か否か検証する仕組みを構築すべきである。また、福岡県南広域水道企業団を構成する自治体はお互いに協力関係にあることから、基本料金の構成要素及び計算過程が各自体間で共有・検証されることで、企業団運営を効率化するための議論にステップアップする可能性もあり、十分にその検証の価値はある。</p>	意見	<p>受水費は、水道水を安定的に供給するために必要な経費であるが、ご指摘のとおり、その金額ゆえに事業全体に与える影響は大きく認識しております。今後は福岡県南広域水道企業団の他の構成団体と情報共有を図りながら、どのような議論が可能なのかを研究する必要があるものと考えています。</p>	意見に対する見解
42	30	126, 127, 128	上下水道部	上水道整備課	<p>第4章 各論 5. 有形固定資産① (3) 結果 (意見1)</p> <p>事業計画の検証について (ア) 意見の趣旨</p> <p>個別の各契約・工事は、事業計画に沿ったものと認められ、これに反する特段の事情は見受けられなかった。したがって、各契約・工事の合理性・相当性は、その基礎となる事業契約の合理性・相当性に依拠するところ、配水本管耐震化事業、建設改良事業、配水本管ループ化事業、配水管(ビニル管)更新事業、配給水施設維持管理対策事業及び鉛製給水管改良事業については、その事業目的、計画、規模に照らし、合理性・相当性を否定する特段の事情は見受けられなかった。もっとも、田主丸整備事業については、その事業計画を検証すべき事情が見受けられる。具体的には、まず、「安全・安心な給水の確保」を事業目的の一つとするが、一方で、田主丸地区の地下水は、現時点では水量も豊富で水質についても問題がないという事情が認められる点である。このことが、「上水道の必要性について住民理解が得られにくい」ことに直結していると思われ、当該地区において、上水道を整備しなければ、本当に「安全・安心な給水の確保ができないのか、という点について疑問が生じる。当該地区の民生用地域についてみると、整備率は28.3%、使用率は18.0%(5.1%)であり、このような使用率の低さも、このことを裏付けている次に、「利用者のサービスの向上」を事業目的の一つとするが、上記の事情とも関連すると思われるが、上水道を整備することが本当に当該地区の住民のサービスの向上につながるのか、という点について疑問が生じる。このことは、使用率に如実に表れている。具体的には、整備された地域(整備済み戸数:1,803戸)において、実際に使用申込みがなされているのは、わずか325戸にすぎない。すなわち、上水道が整備され上水道が使用できるにもかかわらず、使用している世帯はわずかに18%であり、80%以上の世帯が、上水道が使用できる環境にありながら使用していない、ということである。これは、上水道が整備されたとしても、その利用をせずとも特段不便を感じていない(上水道を利用することの利便性を感じていない)ということを伺わせる事情である。したがって、現状において、総事業費86億円以上を投じて当該事業をそのまま維持することについては一定の検討を要するものと考ええる。</p>	意見	<p>田主丸地区については、合併以前より施設の脆弱性などの問題があった簡易水道地区への上水道整備が課題となっていました。また、簡易水道地区以外においても地下水利用について井戸枯れや水量不足、水質悪化及び災害時の停電による重要施設や一般家庭への給水不能事態が懸念されておりました。そのため、これらの課題解消のため、平成24年度より田主丸整備事業に着手し、平成28年度までに簡易水道地区への上水道整備及び重要施設へ向けて主要な配水管の整備を完了しました。現在は、この主要な配水管の整備を行った田主丸の中心地区を令和3年度までで整備を計画しておりますが、ご意見にありますように需要が伸び悩んでいる状況であるため、需要家へ上水道普及の必要性に関する十分な説明と、各地区の水需要動向を見極めながら効率的な整備に取り組んでいるところです。今後も引き続き需要家への十分な説明と、効率的な整備により田主丸地区の上水道普及に努めてまいります。</p>	今後の措置方針を決定

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
					(イ)改善の方向性 地方公営企業の経営にあたっては公共性と経済性の両立を図る中で、その本来の目的である住民の福祉の向上の達成が求められる。しかし、上記(ア)のとおり、田主丸整備事業に関しては、その事業目的である、「安全・安心な給水確保」、「利用者のサービスの向上」が、はたして上水道を整備することによって達成すべきものであるのか、疑問を生じる状況となっている。したがって、まずは、本当に、上水道を整備しなければ「安全・安心な給水確保」、「利用者のサービスの向上」が達成できないのか、客観的資料をもって説得的に説明しうるのか、今一度検討・検証する必要がある。そのうえで、やはり、上水道を整備しなければ当該地域の「安全・安心な給水確保」、「利用者のサービスの向上」が達成できないというのであれば、住民への説明方法が不足しているということであるから、説明方法について見直すべきである。仮に、検討・検証の結果、「安全・安心な給水確保」、「利用者のサービスの向上」に上水道の整備が不可欠でないと見込まれるのであれば、それを上回る「災害対策の充実」の観点からの要請が客観的に認められるか否かが重要となるから、その点の検証と説明を見直すべきである。当該事業については、既に、企業局も「地域の意向や要望を確認しながら、基幹管路を既に整備した街中中心部の普及や、危機管理を考慮した基幹管路の整備など計画の見直しを図り、水需要を精査し効率的な投資のもと収益の確保が図れるよう取り組んでいく」との視点で検討課題としているものであるから、前記意見も十分に視点に盛り込んで検討していただきたい。			
43	30	128, 129, 130	上下水道部	経理課 上水道整備課	第4章 各論 5. 有形固定資産① (意見2) 工事完成に際する契約履行に関して (ア)意見の趣旨 工事が完成した場合、検査を実施して合格か否か確認し、確認がとれた後、受渡となり契約の履行が完了する。これに関連し、精査を行った35契約について、工事完成の通知から検査実施までの日数、検査完了から受渡までの日数及び完成通知から受渡までの日数を確認したところ、以下のとおりであった。なお、いずれも初日は算入せず、検査はすべて合格であり手直し工事が必要となった契約はなかった。このように、工事完成から検査実施・受渡まで、比較的速やかに実施された契約もあるものの少数であり、契約によっては1か月近く(あるいは1か月以上)経過しているものもあり、平均は、完成から検査実施まで8.1日、検査完了から受渡まで8.3日、トータルでは16.4日となっており、それぞれ1週間以上要しているという状況であった。契約上は、検査実施までは完成通知から2週間以内、受渡と同時履行となる代金支払いは完成通知から40日以内となっていることから、1契約を除き約定違反はないが(もともと当該契約も、年末年始をはさんだ検査実施であり営業日ベースで確認すれば14日以内に検査実施していると思われる。)、工事の完成から検査実施、検査完了から受渡まで可能な限り速やかに実施されることが望ましく、平均して各1週間以上を要しているのは望ましいことではない。したがって、可能な限り速やかな受渡実現ができるよう改善が望まれる。 (イ)改善の方向性 時間を要する原因を精査することが重要である。 検査を実施する人員配置(人員確保・日程調整等)の問題か、検査実施後の書類作成上の問題か、書類作成後の決裁手続の問題か、そのいずれもであるのかなど、時間を要する原因を精査してそれぞれの改善策を検討する必要がある。	意見	完成届から受渡までに期間を要している要因として、完了検査において手直し指示まで至らない「検査指摘事項」について、改善報告までに日数を要していることが考えられます。 これにつきまして、改善報告に要する日数の短縮を目的に、以前の検査での指摘事項をファイリングし注意点を常時閲覧できるようにするとともに、さらにそれを事前に請負業者等へ伝えるなどにより、完了検査にて指摘を受けないようにするまたは指摘項目を減らすための改善を図り、短縮に繋げました。	措置済
44	30	138	上下水道部	経理課	第4章 各論 6. 有形固定資産② (3)結果 ①償却資産の現物実査について (意見1) 償却資産の現物実査の具体的な方法等を記した実施要領を作成するべきである。実施要領に、現物実査の目的、主管部署、実査の実施時期、実査の対象となる償却資産の登録基準日、実査の方法(実査前に実施すべき準備、実査時に留意すべき事項、実査終了後の対応)、実査結果の固定資産システムへの反映方法などを記載し、実施することが有効である。	意見	償却資産の現物実査が可能な資産について、30年度に実査を行ったところですが、今後具体的な実査の方法をまとめ、定期的な現物実査に繋げていきたいと考えております。	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
45	30	138	上下水道部	経理課	<p>第4章 各論 6. 有形固定資産② (3) 結果 ①償却資産の現物実査について (意見2)</p> <p>固定資産システムに登録されている資産番号を活用して現物と固定資産システムの照合を効率的に実施すべきである。現状は固定資産システムの番号が記載されたシール等は現物に貼り付けられていない。久留米市企業局にて保有する備品(イス、机など)と同様に、償却資産を新規に取得した際、経理課担当で固定資産システムへ償却資産の新規登録入力と同時に現物へ貼り付けるための固定資産システムの番号が記載されたシールを作成することが必要である。経理課担当者は当該シールを現物の主管担当課へ渡し貼り付けるよう依頼する、または経理課担当者が現物へシールを貼り付けるなどの方法を実施すべきである。</p>	意見	令和元年度から、固定資産番号を記載したシールを準備し、新規取得資産への貼付を行っております。	措置済
46	30	143	上下水道部	経理課	<p>第4章 各論 6. 有形固定資産② (意見3)</p> <p>以上、(i)から(iv)の手順に従い、久留米市企業局が有する有形固定資産について減損会計の適用要否を検討することが必要である。久留米市企業局における会計規程の固定資産関連の条文は第59条(固定資産の範囲)から第73条(減価償却の方法)の内容が記載されており、減損会計に係る具体的な内容が記載された条文は見受けられない。まずは、久留米市企業局における会計規程に減損会計に係る手順の条項等を記載するか、又は減損会計に係る実施要領等を作成することが必要である。また、当該規程に減損会計の条項を記載又は減損会計に係る実施要領等を作成したとしても、当該規程又は実施要領等の内容を理解し事務処理を実施するのは経理課職員であることから、経理課職員における減損会計の知識の習得を図ることも必要である。地方公営企業制度研究会が発行する「公営企業の経理の手引」等の書籍にて自己研鑽することはもとより、減損会計を適用する金融商品取引法又は会社法の事業会社等の会計監査に従事し減損会計に精通している公認会計士又は監査法人等が主催する研修会へ参加する、当該公認会計士等より減損会計に係る会計指導業務を受けるなど、久留米市企業局内に減損会計を取り扱う人材の育成に注力することが必要である。</p>	意見	減損会計に重点を置いた研修会を見つけてはできませんでしたが、研修会へ参加しての知識習得はできませんでしたが、減損会計のマニュアル等をまとめた同等規模の事業体から資料の提供を受けました。その資料や総務省告示の「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」や各種書籍等を基に、減損会計に係る実施要領の作成を進めているところです。要領を作成し、実務を行う中で、職員のレベルアップを図ります。	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
47	30	146 147 148	上下水道部	経理課	<p>第4章 各論 6. 有形固定資産② (指摘1) まず、科目の使用法のルールを明確にすべきである。固定資産システムにおいて、「事務用地」、「施設用地」、「その他土地」の3つに区分されているが、遊休状態にある土地まで「事務用地」、「施設用地」として資産計上することは会計上適切な管理が実施されている状況とはいえない。会計上適切に管理するのであれば、現在遊休状態にある土地については、「事務用地」又は「施設用地」の科目から「その他土地」の科目へ振り替える作業をおこない、遊休状態の有無を固定資産システムにおいて適時に判別できる状態にて管理するべきである。次に、遊休土地に係る用途については、久留米市企業局内において水道事業としての将来の具体的な用途は決定されておらず、特に三潴町田川の土地は平成20年より立入禁止という状況である。久留米市が取り組んでいる行財政改革推進計画に謳われている事業のひとつに財産の有効活用事業がある。これは、「今後、利用予定のない市有地については積極的に売却し、一時的な未利用地については積極的な貸付を行う」というもので、久留米市企業局でも企業局中期経営計画を策定し、両計画の基、健全な経営と効率化の推進という観点から未利用地の有効活用を図っている。そのような中で、遊休土地として比較的規模が大きな三潴町田川の土地については売却を念頭に置いた検討や取り組みが企業局中期経営計画進捗状況確認シート及び久留米市行財政改革推進計画取組シートから読み取れる。両シートには、平成28年度に当該土地を土地開発公社に事業用地並びに分譲土地としての開発検討を依頼したが、三潴町田川という地理的条件を踏まえると教育機関が遠方となる等の理由から分譲土地で売却する場合は安価な価額での売却となることが想定されること、また宅地建物取引業協会に専門的意見を求め、更地であれば買い手側が活用しやすい、あるいは需要が高まるという意見が記載されている。会計上の論点としては、遊休土地に係る減損損失の計上要否が挙げられる。②減損会計の適用で述べたとおり、久留米市企業局が保有する遊休土地は現時点で将来の用途は定まっていないことから減損の兆候があるケースに該当する。しかし、久留米市企業局では、減損の兆候を把握する検討がなされたかどうか、確認できるものが存在しない。②減損会計の適用で述べたような減損会計の検討過程を経て減損損失を認識する要否を検討すべきであり、検討した実績を残すべきである。仮に、遊休土地に減損の兆候があると判定した場合、当該遊休土地の重要性について考慮することが必要となる。なぜならば、②減損会計の適用で述べたように、減損の兆候、減損損失の認識の判定及び減損損失の測定の際には久留米市企業局が保有する固定資産のグループ化を行う必要がある。このグループ化を行うにあたり考慮すべき点として、企業会計基準適用指針第6号第72項では、「遊休状態は、企業活動にほとんど使用されていない状態であって、過去の利用実態や将来の用途の定めには関係がない現在の状態である。また、このような状態にある資産が遊休資産である。</p> <p>このうち、将来の使用が見込まれていない遊休資産は、当該資産を切り離しても他の資産又は資産グループの使用にほとんど影響を与えないと考えられるため、処分意思決定を行った資産や廃止意思決定を行った事業に係る資産について、代替的な投資が予定されていない場合などと同様に、重要なものについては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として取り扱うことが適当である。なお、資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を行った資産と同様に、将来の使用が見込まれていない遊休資産のうち、重要性の乏しいものは、これまでの使用状況等に鑑みて、資産グループに含めて取り扱うことができると考えられる。」と規定している。したがって、久留米市企業局が保有する遊休土地を重要か否かという観点で、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位(＝各遊休土地のみ)とするか、または他の資産(建物、構築物等)のグループに含めて取り扱うこととするのかで相違が生じる。久留米市企業局を一つの事業単位とし他の資産(建物、構築物等)のグループに含めて取り扱うこととした場合、保有する遊休土地は重要性が乏しいと判断される。しかし、上述した計画進捗シート等に於いて久留米市企業局のみならず、久留米市役所内の決議機関等まで遊休土地の用途等を報告及び検討していること並びに金額15,759,138円を考慮した場合、重要性が乏しいと判断することは難しい。減損の兆候があると判定され、重要な遊休土地に該当する場合、減損損失の認識の判定である当該土地に係る割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することが必要である。将来の用途が定まっていないため、土地からのキャッシュの獲得源泉はゼロと考えられることから、遊休土地の帳簿価額>割引前将来キャッシュ・フローと判定されるため、遊休土地に係る減損損失の測定を実施することになる。正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額を採用することになるが、将来キャッシュ・フローはキャッシュの源泉がゼロであることを踏まえると、遊休土地に係る不動産鑑定評価により価額を算出する方法による正味売却価額を検討することが実務上妥当な評価方法と考えられる。三潴町田川の遊休土地の帳簿価額15,759,138円と上述した不動産鑑定評価方法により算出された評価額を比較し、帳簿価額<評価額である場合、減損損失を測定認識することは不要である。他方、帳簿価額>評価額である場合、当該評価額まで帳簿価額を減額する処理が必要となり、下記の仕訳を固定資産システム及び会計システムへ計上する必要がある。(借方)特別損失 × × (貸方)減損損失累計額 × × 以上、遊休土地に係る減損会計の検討過程が記録されていないことから、久留米市企業局が保有する遊休土地については減損損失の計上要否の判定ができない。適時に減損会計に係る規程を整備するとともに、遊休土地に係る減損会計の要否の検討を具体的に実施すべきである。</p>	指摘	<p>現在、遊休資産として管理している資産の固定資産科目については、令和元年度中に確認し、振替が必要なものについては振替処理を行いました。 遊休試験についても、今後、グループのルール等、減損会計の要否の検討を具体的に行えるよう、要領の作成を進めております。</p>	検討中

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
48	30	150	上下水道部	経理課	<p>第4章 各論 6. 有形固定資産② (意見4)</p> <p>まず、建設仮勘定に係る残高明細の管理方法を見直すことが必要である。起工番号より平成何年の工事等であることを読み取る必要があり効率性が悪い。起工番号の中にはH20 などといった平成何年を記載されていない工事も見受けられることから、即時に起工番号の記載方法を見直すべきである。また、供用開始予定欄の不明という言葉は使用せず、工事の延期又は中止決定年月日、工事の延期又は中止の理由、工事の開始の見込み等具体的な内容を記載する項目へ変更することが必要である。工事内容については経理課以外の担当部課の担当者が内容を把握しているという属人的な状況にあり、経理課と担当部課との情報共有が適時に図られていないため、建設仮勘定の残高明細の資料は残高管理のみの管理に留まっている。したがって、経理課担当者は担当部課へ工事内容を確認し、起工番号、供用開始予定欄の記載方法を見直し、建設仮勘定の残高明細が久留米市企業局に帰属する工事の実態を表す内容とすべきである。</p>	意見	建設仮勘定の管理表を作成しているが、記載方法の統一化を行い、「供用開始予定欄」には、より具体的な内容を記載するなど修正を加えたいと考えております。	措置済
49	30	150 151	上下水道部	経理課	<p>第4章 各論 6. 有形固定資産② (指摘2)</p> <p>次に、建設仮勘定の残高明細のうち、起工番号が古い工事ほど工事金額等の証憑との金額の突合せが困難である。久留米市企業局における文書規程第3条並びに久留米市文書規程第31条第1項では、文書の保存期間は永年、10年、5年、3年及び1年と定められており、また、必要に応じて保存期間を延長できる条項内容となっている。左記にも関わらず、起工番号が古い年度の工事で、かつ供用開始予定が不明又は予定年度が記載されている工事金額について、工事業者へ支払った際の請求書等の基礎資料を適切に保管又は保存していない状況である。建設仮勘定から他の有形固定資産勘定へ振替処理が完了するまで、文書規程で定められている保存期間を超えていたとしても、適時に担当部課の役席者による保存期間の延長手続きを実施し、工事に係る関連書類は担当部課で適切に保管及び保存しておくべきである。</p>	指摘	令和元年度から建設仮勘定に計上した工事については、本勘定への振替が完了するまで、工事の内容や請負業者、支払額や支払年月日など工事に基本データを網羅した工事台帳をデータ化して保存することいたしました。	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
50	30	151 152	上下水道部	経理課	<p>第4章 各論 6. 有形固定資産② (意見5) 最後に、供用開始予定が不明と記載されている工事について、資産性に疑念があることが挙げられる。つまり、建設仮勘定で計上されている工事残高金額のうち、建設計画の中止又は大幅な延期の決定、あるいは当初の計画に比べ著しく滞っているケースに該当する工事があると推測される。上述した起工番号のうち、平成3年、平成22年などの工事が建設計画の中止、大幅な延期等のケースに該当する場合、減損会計における減損の兆候のひとつである、「固定資産又は固定資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該固定資産又は固定資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは生ずる見込みであること」に該当する。減損の兆候があると判定された場合、減損損失の認識測定を行う必要がある。測定を行うにあたり、固定資産のグループ化が論点となり、建設仮勘定における供用開始予定が不明かつ建設計画が中止等と推測される工事については、当該資産を切り離しても他の固定資産又は固定資産グループの使用にほとんど影響を与えないと考えられるため、重要なものについては、他の固定資産又は固定資産グループのキャッシュ・フローから独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として取り扱うことが適当であると考えられる。続いて、重要性の有無を検討することが必要となるが、建設計画に基づき工事期間終了後、完成した仮勘定を該当する有形固定資産へ計上する目的で建設仮勘定の残高明細に記載していた点を考慮すると、重要性がないとは言いがたい。仮に重要性がないとするのであれば、建設仮勘定の残高明細へ当該金額を計上すべきでなく、発生年度の各経費として処理すべきである。減損の兆候があると判定され、重要な建設仮勘定に該当する場合、減損損失の認識の判定である当該仮勘定に係る割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することが必要である。建設計画の中止又は工事の延期等、供用開始予定が不明であるため、建設仮勘定からのキャッシュの獲得源泉はゼロと考えられることから、建設仮勘定の帳簿価額>割引前将来キャッシュ・フローと判定されるため、建設仮勘定に係る減損損失の測定を実施することになる。正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額を採用することになるが、将来キャッシュ・フローはキャッシュの源泉がゼロであることを踏まえると、建設仮勘定に係る正味売却価額を検討することが実務上妥当な評価方法と考えられる。しかし、工事代金の内容を把握できる証憑等が保存されていない以上、計上されている建設仮勘定の内容を把握することは困難であり、当該仮勘定の評価をおこなうことは実務上困難であることから、正味売却価額はゼロと評価する以外方法はないと考えられる。久留米市企業局における建設仮勘定の残高明細のうち、少なくとも平成20年度以前の工事代金(事務費含む)で、かつ供用開始予定が不明の工事代金等については、帳簿価額を全額減損損失として減額処理し下記の仕訳を固定資産システム及び会計システムへ計上すべきである。</p> <p>(借方)特別損失 4,236,624 円(*1)(貸方)建設仮勘定 4,236,624 円7,313,097 円(*2) 7,313,097 円(*1)起工番号 H3三整24 工事名 競輪場踏切横断設計委託(*2)起工番号 上建委5 工事名 浄水施設及び合川庁舎耐震診断業務委託仮に、上記に述べた減損損失として計上すべきと指摘した金額について、建設仮勘定科目から他の有形固定資産科目への振替処理の漏れであるとの異論がある場合、即時に振替処理を実施すべきであった事項であり、経理課内における建設仮勘定に係る振替処理のチェック体制が有効に機能していなかったと判断される。しかし、現時点における実務上、工事代金の内容を把握できる証憑等が保存されていないため、計上されている建設仮勘定の内容を把握することは困難である。また、残高内容を把握することが困難であるため、他の有形固定資産へ強制的に振替処理したとしても、減価償却を実施するための適切な耐用年数を設定することができず適切な償却を計算することは実務上困難であり、振替処理漏れを固定資産システム及び会計システムへ入力計上することは現実的ではない。以上、建設仮勘定に係る減損会計の検討過程が記録されていないことから、久留米市企業局が計上する建設仮勘定については減損損失の計上要否の判定ができない。適時に減損会計に係る規程を整備するとともに、建設仮勘定に係る減損会計の検討を具体的に実施すべきである。</p>	意見	ご意見が上がっている2つの建設仮勘定については、資産への振替処理漏れではないことは確認済みです。関係部署に再度、詳細な聞き取りを行い、資産性に疑念があることが確認された場合には、減損会計に関する要領をまとめた上で、減損処理を行いたいと考えております。	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
51	30	155 156	上下水道部	経理課	<p>第4章 各論 6. 有形固定資産② (3) 結果 (意見6) 修繕引当金について (1) 概要で述べたように、修繕引当金とは企業の所有する設備等について毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われず、翌年度になった場合、その修繕に備えて引き当てるものである。久留米市企業局における修繕引当金残高は増加及び減少することなく、475,000千円で推移している。修繕は、主に久留米市企業局と外部業者の修繕契約に基づき実施される状況であるが、外部業者側の何らかの理由、あるいは久留米市企業局側の都合により、当該事業年度内に修繕作業が完了しない場合も想定される。担当者へ質問する限り、毎事業年度内に修繕作業は完了しているとのことであるが、何らかの事情で行われなかった修繕がなかったのか、あるいは従前の修繕引当金を取り崩す事象は発生していなかったのか十分な確認が行われていたとは言いがたい。地方公営企業法施行令第9条第6項における保守主義の原則では、「地方公営企業は、その事業の財政に不利な影響を及ぼすおそれがある事態にそなえて健全な会計処理をしなければならない」と規定しており、健全な会計処理の例として、経営の健全性を確保する必要がある場合には各種引当金を適切に計上すること等が挙げられる。また、同施行令第9条第2項では、「地方公営企業は、その事業に関する取引について正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成しなければならない」と規定されており、久留米市企業局の財政状態及び経営成績に関する全ての取引及び事象について、網羅的かつ検証可能な形で会計帳簿を作成することが要求されている。久留米市企業局で計上されている従前の修繕引当金475,000千円の残高明細の資料は存在しないことから、当該金額を検証することは困難な状況であり、正規の簿記の原則に沿っていない。さらにこのことは、久留米市企業局において計上している修繕引当金が、定期的に行われる特別の大規模修繕に備えて引き当てられる特別修繕引当金の性質を有していたかどうかの検証も不可能としている。法改正前に引き当てられた従前の修繕引当金は、(1)概要でも述べたように、地方公営企業法施行規則第22条の規程にかかわらず、なお従前の例により取り崩すことができるとされている。ただし、恣意的な取り崩しによる利益操作と見られないよう、現状の取り崩しルールを明確化し、そのルールに応じて実施することが望ましい。具体的なルールの一例として、過年度における修繕費の平均実績額に基づき、修繕引当金の取り崩し処理を実施する方法がある。つまり、平成27年度から平成29年度までの修繕費の実績平均額を算出する。なお、実績金額の算出対象範囲は(1)概要における修繕費の表のうち、浄水管理センターの金額を対象とする。平成29年度にて、ろ過池ろ材の定期的な更新修繕費用62,294,400円(税抜き)を修繕費科目(修繕費その他 浄水管理センター)へ計上しており、平成27年度及び平成28年度において当該修繕は発生していないことから、当該修繕費は実績平均額の算出過程より除くものとする。</p> <p>下表は浄水管理センターに係る実績平均額である。上表にて算出した実績平均額74,297,448円と、該当する事業年度における浄水管理センターに係る修繕費を比較し、実績平均額<修繕費である場合、修繕費と実績平均額の差額分を修繕引当金より取り崩していく方法が挙げられる。また、地方公営企業法改正後の修繕引当金の趣旨に照らした場合、通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合の有無を経理課にて確認することが必要である。しかし、経理課のみで当該ケースの情報を把握することは実務上困難である。したがって、修繕作業を管理している部課と密に情報交換を図ることが重要であり、情報交換できる仕組みを構築し適時に運用することが必要である。毎年3月末までに修繕作業の管理担当部課より修繕作業一覧表なる資料を入手し、担当者へ質問することで修繕引当金の計上要否を正確にできるものと考えられる。即時に、修繕引当金の性質を理解すると共に、経理課と修繕作業の管理担当部課との情報交換を図る仕組みを構築し運用を開始すべきである。</p>	意見	<p>現在計上されている修繕引当金については、地方公営企業法の改正前に引き当てたものであり、その取り崩しについても従前の例によるとされており。そのため、取崩しのルールや計画を立て、今年度から取崩していく予定としており、取り崩しにあたっては、関係部署とも十分協議し、情報を共有しながら行っております。</p> <p>また、現在計上されている修繕引当金については、ご指摘のとおり具体的な引当の経緯等を示す関係書類が存在しないことから、今後の修繕引当金の引当においては、正規の簿記の原則に従い、引当ての経緯や内容を示す書類を作成、保存し、より適正な会計処理に努めてまいります。</p> <p>なお、法改正後の修繕引当金の有無については、予算作成時及び決算の調製時に、関係部署に聞き取りを行い、計上の要否を正確に把握しています。</p>	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
52	30	156 157	上下水道部	経理課	<p>第4章 各論 6. 有形固定資産② (意見7) 特別修繕引当金について (1)概要で述べたように、特別修繕引当金とは数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大規模修繕に備えて引き当てるものであり、法令上の義務付けがある等修繕費の発生が合理的に見込まれるものに限り、当該引当金を計上し当期の費用とする引当金である。ただし、特別修繕引当金に計上可能な修繕は、当該修繕事業の実施が相当の蓋然性をもって予定されていること、すなわち、事業運営上不可避なものであることが必要である。久留米市企業局では平成29年度においてろ過池ろ材の定期的な更新修繕費用62,294,400円(税抜き)を修繕費科目(修繕費その他 浄水管理センター)へ計上している。平成27年度並びに平成28年度においては同様の大規模な修繕費用は発生していない。この更新修繕が、先に述べた特別修繕引当金の要件に該当するようなものであるならば、特別修繕引当金を計上することが必要であったと考えられる。なお、あくまでも引当金という見積り金額であることから、実際の修繕費用との見積り誤差が生じることは止むを得ないものの、当該誤差を修繕費用が発生した年度にて修繕費科目への追加計上又は控除等の処理をすることが必要である。特別修繕引当金の趣旨に照らした場合、経理課にて数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大規模修繕の有無を確認することが必要である。しかし、経理課のみで当該ケースの情報を把握することは実務上困難である。したがって、修繕引当金の今後の対策と同様に、修繕作業を管理している部課と密に情報交換を図ることが重要であり、情報交換できる仕組みを構築し適時に運用することが必要である。翌事業年度の予算策定の際等に大規模な修繕が必要となる対象案件の有無を修繕作業の管理部課へ質問する、かつ過年度にて類似する大規模な修繕実績金額を把握し特別修繕引当金の見積り金額の基礎とする又は修繕実施業者より見積書を入手するなど、特別修繕引当金を見積り計上するにあたり最善の努力をすべきである。</p>	意見	29年度に行われたろ過池ろ材の更新修繕は、特別修繕引当金の引当要件である法令上の義務付けがある修繕とまでは言えないものでした。特別修繕引当金に該当する修繕がないか、予算作成時及び決算の調製時に各担当課に確認を行っております。	措置済
53	30	160 161	上下水道部	経理課	<p>第4章 各論 6. 有形固定資産② (3)結果 (意見8) (1)概要で述べたとおり、加入金に係る固定資産システムデータ残高と会計システムデータ残高が一致していないが、どちらかのデータ残高を適切な残高金額として両者のデータ残高を一致させることが必要である。会計システムデータ残高816,058,956円を適切な残高金額と設定する場合、固定資産システムへ差異13,415,224円を加入金の対象となる償却資産(建物、構築物、機械装置、工具、器具及び備品、車両運搬具、地上権)へ紐づけて登録する必要がある。しかし、差異13,415,224円に係る残高明細の資料は存在しないことから、差異金額と対応する償却資産との紐づけ登録作業は実務上困難であると考えられる。他方、固定資産システムデータ残高802,643,732円を適切な残高金額と設定する場合、差異13,415,224円については下記の仕訳を会計システムへ入力することが必要である。 (借方)加入金に係る収益化累計額13,415,224円 (貸方)加入金に係る長期前受金戻入13,415,224円 上記の仕訳を会計システムへ入力するのみで固定資産システムデータ残高と会計システムデータ残高が一致することから、固定資産システムデータ残高を適切な残高金額として設定する場合と比較すると、実務における事務処理負担は軽減される。また、固定資産システム残高と会計システム残高に差異が生じていた問題事項は2点あり、1点目はなぜ差異が発生しているのかという要因が不明であること、2点目は差異が生じているにも関わらず、当該原因を究明せず解決策を講じなかったことが挙げられる。解決策として、下記の2点を列挙する。なお、解決策の導入の際には、久留米市企業局側のヒト、モノ、カネ等の資源的制約もあることから、当該制約と差異が生じるリスクを比較衡量し、より決算事務が効果的かつ効率的になることを考慮すべきであることを述べておく。まずは、ヒトの手作業をなくし差異が生じるリスクを減らす方法である、システム間のインターフェースの仕組みを構築することが挙げられる。インターフェースとは二つのものが接続又は接触する箇所や、両者の間で情報や信号などをやりとりするための手順や規約を定めたものを意味する。</p>	意見	固定資産システム上の残高と会計システム上の残高の不一致について、原因を再調査し、修正を行いました。今後このようなことが発生しないようシステム的な構築を行うのは、資源的に難しい状況であるため、人的対応となりますが、両システムから出力されるデータの照合を徹底いたします。	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
					つまり、固定資産システムで財源別に自動計算された収益化金額を、経理担当者がパソコン上でボタンクリックするのみで、固定資産システム内に蓄積された収益化金額データが会計システムへ自動で取り込まれるプログラミングを構築する。紙面による仕訳起票を実施しないため、システム間の整合性は担保されることから、差異が生じる可能性は限りなくゼロに近くなると考えられる。ただし、当該方法は固定資産システム及び会計システムの更新作業が必要であり、両システムのベンダーへ作業見積りを依頼し作業することが必要になるため、久留米市企業局に係るシステム更新予算金額の枠を追加するなどの対応が必要となる。次に、ヒトの手作業にて差異が生じるリスクを減らす方法である、統制の仕組みを見直すことが挙げられる。現状、久留米市企業局の経理課においては、経理課担当者→経理課主査→経理課課長補佐→経理課課長という稟議書面等の承認体制は整備されているものの、加入金に係る収益化金額の仕訳起票の承認体制については有効に機能していたとは判断できない。収益化金額の仕訳を起票する場合、仕訳の根拠となる証憑(書面又はデータ)を閲覧し裏付けを取る過程を整備し運用を徹底する等の体制を改めて構成すべきである。			
54	30	163	上下水道部	経理課	第4章 各論 7. その他 (現金及び預金) (3) 結果 (意見1) 城島事務所と三瀬事務所において、毎日の現金実査は行っているがその記録を残していないため、改善を要する。現金は金額が僅少であったとしても、流用のリスクがあるため、そのようなリスクを防止、回避するための内部統制が必要である。金種表を作成し、記録を残すべきである。	意見	各事務所の担当者とも協議し、金種表を作成して記録を残す方法で現金の確認をすることにいたしました。	措置済
55	30	163	上下水道部	経理課	第4章 各論 7. その他 (意見2) 現金取扱者と最終確認者は別にすることが望ましい。	意見	経理課でも抜き打ちの現金実査を行っています。各事務所の担当者とも協議し、上述の金種表も使い、複数人での確認を行っております。	措置済
56	30	165	上下水道部	経理課	第4章 各論 7. その他 (3) 結果 (意見3) 信用金庫からの残高証明書に「すべての取引残高を証明するものです。(住金支援機構、債務保証を除く)」となっている。この文言があると、住金支援機構、債務保証がないことの証明が別途必要となる。その改善策として、すべての取引の「残高証明書」を入手するように依頼した。なお、平成30年8月末時点の信用金庫からの残高証明書には期末時点のような文言は記載されていないため、発行は可能と思われる。	意見	当該信用金庫に確認したところ、「住金支援機構、債務保証を除く」と入っている残高証明書が標準の書式ということでした。当該信用金庫に預入が出た場合に、改めて証明書の文言等確認をとり、対応したいと考えております。	検討中

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
57	30	167	上下水道部	経理課	第4章 各論 7. その他 (3) 結果 (指摘1) 差異が2千円あり、内容は不明である。一覧表による管理を始める前から生じていた差異である。 (指摘1への改善策) 基準を設けて、当該差異の処理を行うべきである。	指摘	リサイクル預託金の金額を確認した結果、管理表の数値が正しかったため、管理表の数値と一致するよう会計上の修正処理を令和元年度に行いました。	措置済
58	30	171	上下水道部	経理課 上水道整備課	第4章 各論 7. その他 (意見4) 期末の未払金残高は翌期4月におおむね支払いされ解消されている。サンプリングにより完成日を確認したところ、久留米市管工事協同組合に対するもので平成29年6月、7月、10月、12月に完成しているものがあった。久留米市管工事協同組合は沿革と経緯によれば、久留米市を中心とした公益工事の拡大に対応するため、工事の安定受注と業界の資質向上、経営の効率化を目的としたものである。そうであるならば、所属組合員の資金繰りを含めた財政基盤の安定性を担保する必要があるのではないか。仮に、完成日から未払金の解消までに期間があることが、請求手続き等の事務処理上の問題であるならば、改善し、適切な回転期間において未払金の解消を図ることが、公益性の観点から重要であり、業界全体の活性化という観点からも必要である。	意見	工事完了後早急に未払金の解消が行えるよう担当者およびチーム内で情報を共有し取り組んでまいります。 また、久留米市管工事組合に対し、検査完了後可能な限り速やかに工事代金の請求を行ってもらうとともに、組合員に周知を図ってもらうよう要請いたしました。	措置済
59	30	173	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 7. その他 (結果) (意見5) 還付未済金について、年度が古いものについては基準を設け、解消していくことを検討すべきである。	意見	検討の結果、水道料金の還付未済金は民法上の不当利得にあたり、その返還請求家は、久留米市が時効を援用することにより、10年で消滅すると解されます。 時効の援用に際しては、再度できる限り所在を調査し、連絡を試みるなど、本人の理解が得られるような手続きが必要と考えられるため、その処理基準について検討してまいります。	意見に対する見解
60	30	178	上下水道部	経理課	第4章 各論 7. その他 (結果) (意見6)消費税の申告について 現時点のソフトでは、ソフトにより算定された数値に基づき、消費税額をエクセルにて算出し、申告書は手書きして書面で申告している。 (意見6への改善策) 消費税の複数税率の導入やインボイス方式が導入予定である。それに伴い、消費税の申告手続きが複雑化すると推測される。また、大企業において電子申告が義務化されることになっており、eTAXの導入や複数税率に対応できるシステム面での整備が必要である。	意見	地方公共団体も電子申告が令和2年度分から義務化されるため、今年度の中間申告からeTAXによる申告を行えるよう、準備中です。消費税法の改正への対応も研修会等に参加しながら知識習得に努め、システム面での誤りがないよう準備を進めております。	意見に対する見解